

平成27年3月市議会提出条例について

(当初提案)

資料4

[総務部総務課]

【目次】

1	福知山市一般職の任期付職員の採用並びに勤務時間及び給与等に関する条例	1
2	福知山市行政手続条例の一部を改正する条例	2
3	福知山市における法令遵守の推進等に関する条例の一部を改正する条例	2
4	福知山市附属機関設置条例の一部を改正する条例	3
5	福知山市三和荘条例の一部を改正する条例	3
6	福知山市三和町運動広場条例の一部を改正する条例	3
7	福知山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例	4
8	職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例	4
9	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	5
10	福知山市長及び副市長並びに上下水道事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例	5
11	福知山市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	6
12	福知山市旅費支給条例の一部を改正する条例	6
13	福知山市の特別職等の職員で常勤のものの退職手当に関する条例の一部を改正する条例	7
14	福知山市文化芸術会館建設基金条例の一部を改正する条例	7
15	福知山市大江町和紙伝承館条例の一部を改正する条例	7
16	福知山市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例	8
17	福知山市上下水道部の企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例	8
18	福知山市病院事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例	9
19	市立福知山市民病院の企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例	9

20	福知山市男女共同参画センター条例	10
21	福知山市民ホール条例	10
22	福知山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例	11
23	福知山市大江町高齢者生産活動センター条例の一部を改正する条例	12
24	福知山市保健福祉センター条例の一部を改正する条例	12
25	福知山市国民健康保険条例の一部を改正する条例	13
26	福知山市介護保険条例の一部を改正する条例	13
27	福知山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	14
28	福知山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	15
29	福知山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	16
30	福知山市介護福祉士育成修学資金の貸与に関する条例の一部を改正する条例	17
31	福知山市放課後児童クラブの設置に関する条例	17
32	福知山市営住宅条例の一部を改正する条例	18
33	福知山市駅前広場条例の一部を改正する条例	18
34	福知山市教育集会所条例の一部を改正する条例	19

1 福知山市一般職の任期付職員の採用並びに勤務時間及び給与等に関する条例（新規）【職員課】

1 制定の理由

福知山市任期付職員の採用並びに勤務時間及び給与等を定めるため、条例を制定する必要がある。

2 制定の内容

- (1) 条例の趣旨について定めることとした。 (第1条関係)
- (2) 条例で使用する用語の定義を定めることとした。 (第2条関係)
- (3) 職員を任期を定めて採用する場合の規準を定めることとした。
(第3条及び第4条関係)
- (4) 短時間勤務職員を任期を定めて採用する場合の規準を定めることとした。
(第5条関係)
- (5) 任期を定めて採用された職員及び短時間勤務職員の任期を延長する場合の特例について定めることとした。 (第6条関係)
- (6) 任期を更新する場合には任期付職員の同意を得なければならないこととした。
(第7条関係)
- (7) 任期付職員及び任期付短時間勤務職員の勤務時間及び給与等について、一般職職員の条例を準用することとした。 (第8条関係)
- (8) 任期付短時間勤務職員の週休日及び勤務時間について、条例の読み替え規定を設けることとした。 (第9条関係)
- (9) 任期付短時間勤務職員の給与条例の適用除外等について定めることとした。
(第10条関係)
- (10) 任期付短時間勤務職員には、退職手当を支給しないこととした。
(第11条関係)
- (11) 任期を定めて採用された職員であって採用の日の前日に職員であった者については、勤続期間の計算について、採用の日前の勤続期間を算入しないこととした。
(第12条関係)
- (12) 再任用職員に準ずる職員の給与については、再任用職員の例によることとした。
(第13条関係)

3 施行期日

平成27年4月1日

2 福知山市行政手続条例の一部を改正する条例（一部改正）【総務課】

1 改正の理由

行政手続法の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。

2 改正の内容

(1) 行政指導の際に、根拠法令等の提示を義務付けることとした。

(第34条第2項関係)

(2) 行政指導を受けた者は、その行政指導が法律・条例に規定する要件に該当しないと認める場合に、書面で中止等の求めができることとした。

(第35条の2関係)

(3) 法令違反の事実を発見した場合に、処分・指導権限がある市の機関等に対して、書面によりその是正を求めることができることとした。

(第35条の3関係)

(4) 文言の整理を行うこととした。

(第3条第1項関係)

3 施行期日

平成27年4月1日

3 福知山市における法令遵守の推進等に関する条例の一部を改正する条例（一部改正）【職員課】

1 改正の理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。

2 改正の内容

(1) 特別職の職員に教育長を加えることとした。

(第2条関係)

(2) 法附則の規定により、在職の教育長の任期中は、改正前の条例が効力を有することとした。

(附則第2項関係)

3 施行期日

平成27年4月1日

4 福知山市附属機関設置条例の一部を改正する条例（一部改正）

【職員課】

1 改正の理由

「e-ふくちやま」事業再整理に係る民間事業者審査委員会等を設置することに伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

次の附属機関を新設することとした。 (別表関係)

(1) 「e-ふくちやま」事業再整理に係る民間事業者審査委員会

(2) 福知山市いじめ防止対策委員会

3 施行期日

平成27年4月1日

5 福知山市三和荘条例の一部を改正する条例（一部改正）【三和支所】

1 改正の理由

指定管理者が休館日を変更できるようにするため、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

指定管理者は、市長の承認を得て休館日の変更ができることとした。

(第7条第2項関係)

3 施行期日

平成27年4月1日

6 福知山市三和町運動広場条例の一部を改正する条例（一部改正）

【三和支所】

1 改正の理由

運動広場内において指定管理者が認める地域物産等の販売を行うことができるようにするため、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

運動広場内での商行為等の禁止について、指定管理者が認めた地域特産物等の販

売については、可能とすることとした。

(第13条関係)

3 施行期日

平成27年4月1日

7 福知山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例（一部改正）【職員課】

1 改正の理由

職員の休業状況を報告事項として明記するため、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

任命権者の市長に対する報告事項に、職員の休業の休業状況を明記することとした。
(第3条関係)

3 施行期日

平成27年4月1日

8 職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例（一部改正）【職員課】

1 改正の理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

(1) 法の規定に基づき、教育長の職務専念義務の根拠を明記することとした。

(第1条関係)

(2) 法附則の規定により、在職の教育長の任期中は、改正前の条例が効力を有することとした。
(附則第2項関係)

3 施行期日

平成27年4月1日

9 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（一部改正）【職員課】

1 改正の理由

「e-ふくちやま」事業再整理に係る民間事業者審査委員会委員等の設置に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

(1) 別表に次の改正を行うこととした。 (別表関係)

ア 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、教育委員会の委員長を削ることとした。

イ 「e-ふくちやま」事業再整理に係る民間事業者審査委員会委員を加えることとした。

ウ いじめ防止対策委員会委員を加えることとした。

(2) 文言の整理を行うこととした。 (第5条第1項関係)

(3) 法附則の規定により、在職の教育長の任期中は、改正前の条例が効力を有することとした。 (附則第2項関係)

3 施行期日

平成27年4月1日

10 福知山市長及び副市長並びに上下水道事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例（一部改正）【職員課】

1 改正の理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。

2 改正の内容

(1) 教育長を加えることとした。 (題名及び第1条関係)

(2) 教育長の給料を定めることとした。 (第3条関係)

(3) 福知山市教育委員会の教育長の給与等に関する条例を廃止することとした。 (附則第2項関係)

(4) 法附則の規定により、在職の教育長の任期中は、(3)の条例は、効力を有することとした。 (附則第3項関係)

(5) 法附則の規定により、在職の教育長の任期中は、改正前の条例が効力を有することとした。 (附則第4項関係)

3 施行期日

平成27年4月1日

**11 福知山市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
(一部改正)【職員課】**

1 改正の理由

単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当の額の変更等に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

- (1) 単身赴任手当の支給上限額を改めることとした。(第10条の2第2項関係)
- (2) 管理又は監督の地位にある職員のうち、市長が指定する者が災害への対処等のため平日の午前0時から午前5時までに時間外勤務を行った場合に、管理職員特別勤務手当を支給することとした。(第12条の3第2項関係)
- (3) 管理職員特別勤務手当の額を定めることとした。(第12条の3第3項関係)
- (4) 再任用職員に単身赴任手当を支給するため、適用除外の条項を整理することとした。(第22条の2関係)

3 施行期日

平成27年4月1日

12 福知山市旅費支給条例の一部を改正する条例 (一部改正)【職員課】

1 改正の理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。

2 改正の内容

- (1) 1等の運賃を支給する者に教育長を加えることとした。(第5条第1項関係)
- (2) 教育委員会の委員長を削ることとした。(第15条第1項関係)
- (3) 法附則の規定により、在職の教育長の任期中は、改正前の条例が効力を有することとした。(附則第2項関係)

3 施行期日

平成27年4月1日

13 福知山市の特別職等の職員で常勤のもの退職手当に関する条例の一部を改正する条例（一部改正）【職員課】

1 改正の理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。

2 改正の内容

(1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、教育長が特別職となることから文言の整理を行うこととした。

(題名、第1条、第2条、第4条及び第7条関係)

(2) 法附則の規定により、在職の教育長の任期中は、改正前の条例が効力を有することとした。

(附則第2項関係)

3 施行期日

平成27年4月1日

14 福知山市文化芸術会館建設基金条例の一部を改正する条例（一部改正）【まちづくり推進課】

1 改正の理由

厚生会館の改修のための基金を積み立てることができるよう、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

厚生会館の改修のため、文言の整理を行うこととした。(題名及び第1条関係)

3 施行期日

平成27年4月1日

15 福知山市大江町和紙伝承館条例の一部を改正する条例（一部改正）【大江支所】

1 改正の理由

福知山市大江町和紙伝承館の指定管理を廃止するため、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

- (1) 指定管理者による管理及び利用料金の承認等の規定を削ることとした。
(改正前の条例中第3条から第7条まで、第12条第2項及び第13条関係)
- (2) 使用料の額を定めることとした。 (別表関係)
- (3) 文言の整理を行うこととした。
(第3条から第6条まで、第7条第1項及び第8条から第13条まで関係)

3 施行期日

平成27年4月1日

16 福知山市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例 (一部改正) 【消防本部】

1 改正の理由

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の施行等に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

- (1) 分限の条件等を詳細に規定することとした。 (第5条関係)
- (2) 訓練手当等を報酬に含めることとした。 (第6条関係)
- (3) 費用弁償の額等を改めることとした。 (第6条の2及び別表第1関係)
- (4) 退職報償金について、条例で根拠を明確にすることとした。
(第8条の2関係)

3 施行期日

平成27年4月1日

17 福知山市上下水道部の企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例 (一部改正) 【上下水道部総務課】

1 改正の理由

管理職員特別勤務手当を週休日等以外における災害等への対処に対して支給すること等に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

- (1) 管理又は監督の地位にある職員のうち、管理者が指定する者が災害への対処等のため平日の午前0時から午前5時までに時間外勤務を行った場合に、管理

- 職員特別勤務手当を支給することとした。(第14条関係)
- (2) 再任用職員に単身赴任手当を支給するため、適用除外の条項を整理することとした。(第27条関係)

- 3 施行期日
平成27年4月1日

**18 福知山市病院事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例
(一部改正)【職員課】**

- 1 改正の理由
福知山市病院事業管理者の給与改定に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。
- 2 改正の内容
福知山市病院事業管理者の給与を改めることとした。(別表関係)
- 3 施行期日
平成27年4月1日

**19 市立福知山市民病院の企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の
一部を改正する条例 (一部改正)【市民病院事務部総務課】**

- 1 改正の理由
管理職員特別勤務手当を週休日等以外における災害等への対処に対して支給すること等に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。
- 2 改正の内容
(1) 管理又は監督の地位にある職員のうち、管理者が指定する者が災害への対処等のため平日の午前0時から午前5時までに時間外勤務を行った場合に、管理職員特別勤務手当を支給することとした。(第14条関係)
- (2) 再任用職員に単身赴任手当を支給するため、適用除外の条項を整理することとした。(第26条関係)
- 3 施行期日
平成27年4月1日

20 福知山市男女共同参画センター条例（新規）【人権推進室】

1 制定の理由

福知山市男女共同参画センターを設置するため、条例を制定する必要がある。

2 制定の内容

- (1) センターの目的を定めることとした。 (第1条関係)
- (2) センターの位置を定めることとした。 (第2条関係)
- (3) センターの行う事業を定めることとした。 (第3条関係)
- (4) センターの施設について定めることとした。 (第4条関係)
- (5) 使用の許可について定めることとした。 (第5条関係)
- (6) 使用の不許可について定めることとした。 (第6条関係)
- (7) 使用料及びその額について定めることとした。 (第7条及び別表関係)
- (8) 使用料の減免について定めることとした。 (第8条関係)
- (9) 使用料の不還付について定めることとした。 (第9条関係)
- (10) 使用許可の条件について定めることとした。 (第10条関係)
- (11) 使用許可の取消等について定めることとした。 (第11条関係)
- (12) 特別設備について定めることとした。 (第12条関係)
- (13) 目的以外の使用の禁止について定めることとした。 (第13条関係)
- (14) 使用者の管理義務について定めることとした。 (第14条関係)

3 施行期日

規則で定める日

21 福知山市民ホール条例（新規）【人権推進室】

1 制定の理由

福知山市民ホールを設置するため、条例を制定する必要がある。

2 制定の内容

- (1) 市民ホールの目的を定めることとした。 (第1条関係)
- (2) 市民ホールの位置を定めることとした。 (第2条関係)
- (3) 市民ホールの行う事業を定めることとした。 (第3条関係)
- (4) 使用の許可について定めることとした。 (第4条関係)
- (5) 使用の不許可について定めることとした。 (第5条関係)
- (6) 使用料及びその額について定めることとした。 (第6条及び別表関係)
- (7) 使用料の減免について定めることとした。 (第7条関係)
- (8) 使用料の不還付について定めることとした。 (第8条関係)

- (9) 使用許可の条件について定めることとした。 (第9条関係)
- (10) 使用許可の取消等について定めることとした。 (第10条関係)
- (11) 特別設備について定めることとした。 (第11条関係)
- (12) 目的以外の使用の禁止について定めることとした。 (第12条関係)
- (13) 使用者の管理義務について定めることとした。 (第13条関係)

3 施行期日
規則で定める日

22 福知山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例（新規）【子育て支援課】

1 制定の理由

子ども・子育て支援法の規定に基づいて利用者負担額等を定めるため、条例を制定する必要がある。

2 制定の内容

- (1) 趣旨について定めることとした。 (第1条関係)
- (2) 条例で使用する用語の定義を定めることとした。 (第2条関係)
- (3) 利用者負担額等について定めることとした。 (第3条及び別表第1関係)
- (4) 利用者負担額の減免について定めることとした。 (第4条関係)
- (5) 利用者負担額に関する事項の通知について定めることとした。 (第5条関係)
- (6) 市立教育・保育施設における利用者負担額の徴収について定めることとした。 (第6条関係)
- (7) 市立教育・保育施設における延長保育料の徴収について定めることとした。 (第7条及び別表第2関係)
- (8) 市立教育・保育施設における一時預かり料の徴収について定めることとした。 (第8条及び別表第3関係)
- (9) 市立教育・保育施設における延長保育料及び一時預かり料の減免について定めることとした。 (第9条関係)
- (10) 市立教育・保育施設における利用者負担額等の納期限について定めることとした。 (第10条関係)
- (11) 市立教育・保育施設における利用者負担額等の徴収猶予について定めることとした。 (第11条関係)
- (12) 市立教育・保育施設における利用者負担額等の督促手数料及び延滞金について定めることとした。 (第12条関係)

- (13) 特定保育所における利用者負担額の徴収について定めることとした。
(第13条関係)
- (14) 特定保育所における利用者負担額の納期限について定めることとした。
(第14条関係)
- (15) 市立教育・保育施設における徴収猶予並びに督促手数料及び延滞金の規定を特定保育所における利用者負担額の徴収について準用することとした。
(第15条関係)
- (16) 食事の提供の経過措置が適用される特定地域型保育事業者を利用した場合の利用者負担額の経過措置について定めることとした。(附則第2項関係)
- (17) 福知山市立幼稚園保育料条例を廃止することとした。(附則第3項関係)

3 施行期日

子ども・子育て支援法の施行の日

23 福知山市大江町高齢者生産活動センター条例の一部を改正する条例 (一部改正)【高齢者福祉課】

1 改正の理由

福知山市大江町高齢者生産活動センターの指定管理を廃止するため、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

- (1) 指定管理者による管理及び利用料金の承認等の規定を削ることとした。
(改正前の条例中第2条から第4項まで、第8条第2項及び第9条関係)
- (2) 使用料の額を定めることとした。(別表関係)
- (3) 文言の整理を行うこととした。
(第2条から第4条まで、第5条第1項及び第6条から第10条まで関係)

3 施行期日

平成27年4月1日

24 福知山市保健福祉センター条例の一部を改正する条例 (一部改正) 【健康推進室】

1 改正の理由

福知山市中央保健福祉センターの移転に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

- 2 改正の内容
福知山市中央保健福祉センターの位置を改めることとした。 (別表関係)
- 3 施行期日
規則で定める日

25 福知山市国民健康保険条例の一部を改正する条例 (一部改正) 【保険課】

- 1 改正の理由
国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。
- 2 改正の内容
 - (1) 基礎付加賦課限度額を510,000円から520,000円に改めることとした。 (第14条の6関係)
 - (2) 後期高齢者支援金等賦課限度額を160,000円から170,000円に改めることとした。 (第14条の6の10関係)
 - (3) 介護納付金賦課限度額を140,000円から160,000円に改めることとした。 (第14条の11関係)
- 3 施行期日
平成27年4月1日

26 福知山市介護保険条例の一部を改正する条例 (一部改正) 【高齢者福祉課】

- 1 改正の理由
介護保険料の改正等を行うことに伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。
- 2 改正の内容
 - (1) 介護保険料の基準額、所得段階の対象者区分及び基準額に対する割合等を改めることとした。 (第4条関係)
 - (2) 国の制度改正により、平成27年度から施行される介護予防・日常生活支援総合事業等の施行時期を一部延期することとした。 (附則関係)
- 3 施行期日
平成27年4月1日

27 福知山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（一部改正）【高齢者福祉課】

1 改正の理由

介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。

2 改正の内容

- (1) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所におけるオペレーターの資格を有することとなる者の基準を改めることとした。（第6条第2項関係）
- (2) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における夜間のオペレーターとして充てることができる施設・事業所の範囲を改めること等とした。（第6条第5項関係）
- (3) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、事業所の行うサービスの質の自己評価について、介護・医療連携会議へ報告した上で公表するよう改めることとした。（第23条第2項関係）
- (4) 指定認知症対応型通所介護事業所の設備を利用して宿泊サービスを実施している事業所について、市長への届出が必要なこととした。（第63条第4項関係）
- (5) 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の利用定員を1ユニット3人以下に改めることとした。（第65条第1項関係）
- (6) 指定認知症対応型通所介護事業所における事故発生時の対応について定めることとした。（第78条の2関係）
- (7) 指定小規模多機能型居宅介護事業所の看護職員が兼務可能な施設・事業所の範囲を改めることとした。（第82条第6項関係）
- (8) 指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理者が、他の職務のサービスと兼務できることとした。（第83条関係）
- (9) 指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員を29人以下とし、通いサービスの利用定員を18人以下と改めることとした。（第85条関係）
- (10) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、事業所の行うサービスの質の自己評価について、介護・医療連携会議へ報告した上で公表するよう改めることとした。（第91条第2項関係）
- (11) 指定認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の数について、用地の確保が困難である場合等の規定を加えることとした。（第113条関係）
- (12) 法定代理受領サービスを受けるための利用者の同意の規定を削除することとした。（第135条関係）
- (13) 介護支援専門員の数を定めることとした。（第151条第17項関係）
- (14) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員を29人以下とし、通い

- サービスの利用定員を18人以下と改めること等とした。(第194条関係)
- (15) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、事業所の行うサービスの質の自己評価について、介護・医療連携会議へ報告した上で公表するよう改めることとした。(第196条第2項関係)
- (16) サービスの名称変更、文言の整理等を行うこととした。
(第6条第12項、第32条第2項、第60条、第63条第5項、第65条第2項、第79条第2項、第80条、第82条第7項、同条第8項、同条第10項、第106条、第110条第4項、同条第7項、第111条、第121条、第130条、第131条、第148条第2項、第151条第4項、同条第8項、同条第12項、同条第13項、同条第15項、同条第16項、第152条第2項、第180条第2項、第190条から第193条まで、第195条、第196条第1項及び第197条から第202条まで関係)
- (17) 介護予防訪問介護の経過措置として、改正前の条例が効力を有することとした。(附則第2項関係)
- (18) 介護予防通所介護の経過措置として、改正前の条例が効力を有することとした。(附則第3項関係)

3 施行期日

平成27年4月1日

28 福知山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 (一部改正)【高齢者福祉課】

1 改正の理由

介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。

2 改正の内容

- (1) 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の設備を利用して宿泊サービスを実施している事業所について、市長への届出が必要なこととした。(第7条第4項関係)
- (2) 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員を1ユニット3人以下に改めることとした。(第9条第1項関係)
- (3) 指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における事故発生時の対応について定めることとした。(第37条関係)
- (4) 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の看護職員が兼務可能な施設・事業

- 所の範囲を改めることとした。(第44条第6項関係)
- (5) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理者が、他の職務のサービスと兼務できること等とした。(第45条関係)
- (6) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員を29人以下とし、通いサービスの利用定員を18人以下と改めることとした。(第47条関係)
- (7) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、事業所の行うサービスの質の自己評価について、介護・医療連携会議へ報告した上で公表するよう改めることとした。(第66条第2項関係)
- (8) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の数について、用地の確保が困難である場合等の規定を加えることとした。(第74条第1項関係)
- (9) サービスの名称変更、文言の整理等を行うこととした。
(第7条第5項、第8条、第9条第2項、第44条第7項、同条第8項、同条第10項、第63条、第65条、第70条及び第86条関係)

3 施行期日

平成27年4月1日

29 福知山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（一部改正）【高齢者福祉課】

1 改正の理由

介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。

2 改正の内容

- (1) 介護支援専門員は、介護予防サービス計画書に位置付けた介護予防訪問看護サービス等の担当者から個別サービスの計画書の提出を求めるものとする事とした。また、地域ケア会議において個別のケアマネジメントの事例の提供の求めがあった場合は、これに協力するよう努めることとした。(第32条関係)
- (2) 文言の整理を行うこととした。
(第11条、第14条及び第30条第2項関係)
- (3) 介護予防訪問介護の経過措置として、改正前の条例が効力を有することとした。
(附則第2項関係)
- (4) 介護予防通所介護の経過措置として、改正前の条例が効力を有することとし

た。

(附則第3項関係)

3 施行期日

平成27年4月1日

30 福知山市介護福祉士育成修学資金の貸与に関する条例の一部を改正する条例（一部改正）【高齢者福祉課】

1 改正の理由

福知山市介護福祉士育成修学資金の貸与額の上限を変更することに伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

修学資金貸与額の上限を100万円から80万円に改めることとした。

(第4条第1項関係)

3 施行期日

平成27年4月1日

31 福知山市放課後児童クラブの設置に関する条例（新規）【生涯学習課】

1 制定の理由

福知山市放課後児童クラブの設置について使用料等を規定するため、条例を制定する必要がある。

2 制定の内容

(1) 趣旨を定めることとした。 (第1条関係)

(2) 児童クラブの設置について定めることとした。 (第2条及び別表1関係)

(3) 運営方針について定めることとした。 (第3条関係)

(4) 対象児童について定めることとした。 (第4条関係)

(5) 事業の委託について定めることとした。 (第5条関係)

(6) 児童クラブに置く職員について定めることとした。 (第6条関係)

(7) 事業期間について定めることとした。 (第7条関係)

(8) 児童クラブの申請について定めることとした。 (第8条関係)

(9) 使用料及びその額について定めることとした。 (第9条及び別表2関係)

(10) 使用料の減免について定めることとした。 (第10条関係)

(11) 利用の一時停止について定めることとした。 (第11条関係)

(12) 緊急時の対応について定めることとした。 (第12条関係)

- (13) 経過措置の対象となる小学校については、当分の間、その対象を第1学年から第4学年までの児童とし、第4学年の児童については、長期休業期間のみの利用とすることとした。(附則第3項関係)

3 施行期日

平成27年4月1日

32 福知山市営住宅条例の一部を改正する条例 (一部改正) 【建築課】

1 改正の理由

駐車場使用料を徴収すること等に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

- (1) 東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律の規定に基づき、新規の避難者の受入れができるよう入居者資格の特例を改めることとした。(第7条第3項関係)
- (2) 駐車場の管理について定めることとした。(第52条の2関係)
- (3) 駐車場の使用許可について定めることとした。(第52条の3関係)
- (4) 駐車場の使用者の資格について定めることとした。(第52条の4関係)
- (5) 駐車場の使用の申込みについて定めることとした。(第52条の5関係)
- (6) 駐車場の使用者の決定について定めることとした。(第52条の6関係)
- (7) 駐車場使用料について定めることとした。(第52条の7関係)
- (8) 駐車場使用料の変更について定めることとした。(第52条の8関係)
- (9) 駐車場使用許可の取消しについて定めることとした。(第52条の9関係)
- (10) 家賃等の規定を駐車場に準用することとした。(第52条の10関係)

3 施行期日

平成27年4月1日

33 福知山市駅前広場条例の一部を改正する条例 (一部改正) 【都市整備課】

1 改正の理由

福知山駅南口広場の駐車場施設料金管理システムの変更に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

福知山駅南口広場の駐車場施設料金管理システムの変更に伴い、駐車券を亡失又は破損した際の規定のうち、福知山駅北口広場のみ定めていた部分を削ることとした。
(別表関係)

- 3 施行期日
規則で定める日

34 福知山市教育集会所条例の一部を改正する条例（一部改正） 【生涯学習課】

- 1 改正の理由
前田教育集会所の指定管理を廃止するため、所要の規定の整備を行う必要がある。
- 2 改正の内容
 - (1) 前田集会所を指定管理者の管理する施設から削ることとした。
(第3条関係)
 - (2) 文言の整理を行うこととした。
(第4条から第6条まで関係)
- 3 施行期日
平成27年4月1日